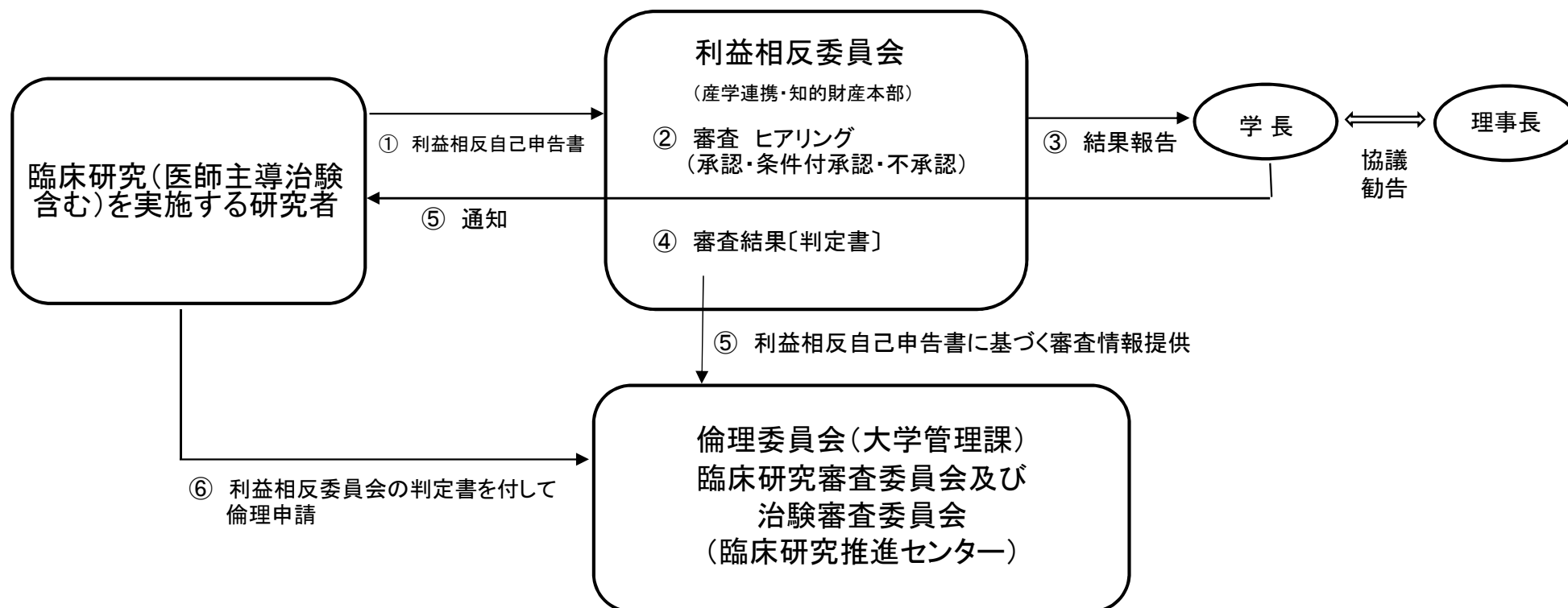


臨床研究(医師主導治験含む)に係る利益相反マネジメント フロー



- ① 「臨床研究に係る利益相反自己申告書」(様式第2号)を利益相反委員会へ提出
- ② 提出された自己申告書の審査(必要に応じ、ヒアリング等を実施)
- ③ 審査結果(承認・条件付承認・不承認)について学長に報告(学長が問題ありと判断した場合は、理事長と協議し、勧告を行うこともある。)
- ④及び⑤ 審査結果に基づいて利益相反判定書を作成し、申請者へ通知するとともに、倫理委員会、臨床研究審査委員会及び治験審査委員会に当該情報を提供する。
- ⑥ 利益相反委員会の判定書を添付して倫理申請手続きが始まる(判定書がなければ倫理委員会、臨床研究審査委員会及び治験審査委員会での審査は認められない。)